

動物の愛護及び管理に関する法律第11条第1項の総理府令で定める動物取扱業者が遵守する基準については、平成12年2月25日に動物保護審議会の下に設置しました「動物取扱業遵守基準設定専門委員会」でとりまとめた案を公表し、5月22日から6月18日までの間、からの意見聴取（パブリックコメント）を実施し、提出された意見を踏まえ再検討をするとともに意見の内容の概要を6月26日の審議会に報告し、審議した上で基準を決定しました。

掲載ホームページ <http://www.sorifu.go.jp/intro/kanbo/animal/aigo11.html>

パブリックコメントの実施結果について / 意見の提出者数（有効数）・電子メールによるもの27通 / 郵便によるもの28通 / FAXによるもの42通 / 合計 97通 / 整理された意見数 約 300件 主な意見と対応については、以下のとおりです。

主な意見の内容	対応の分類	対応の方針（考え方）
全般に係ること		
業者の許可制若しくは免許制を導入すべき	対応範囲外	法律で届出制になっており、本基準への委任の範囲外の事項である。
実験動物施設、農業畜産施設も規制すべき	対応範囲外	法律で対象除外となっており、本基準への委任外の事項である。
乗馬関連施設、観光馬車などは農業畜産に係るものとすべきでない	検討課題	乗馬等の取扱いについては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の今後の見直しの中で対応することとなる。
生命ある動物は全て商業目的の販売は禁じらるべきである	対応困難	希少動物の陳列の禁止等他法に定められた一部の動物を除いて、その販売は自由な経済行為として認められている。動物取扱業という業を行う上で動物の健康及び安全を保持するために業者が遵守する基準を定めるものである。
オランウータン等のワシントン条約に記載された希少野生動物の販売は全面禁止すべき	対応範囲外	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律でこれらについては措置されている。この意見は基準の委任外の事項である。
人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある野生動物の販売は全面禁止すべき	対応範囲外	飼養制限が必要なものは法第16条の規定に基づく条例で措置を受けることになっている。販売を全面禁止することは本基準への委任外の事項である。
基準の前文にある都道府県知事等へのしんしゃく規定は削除すべきである	修文対応	法制的な検討の結果、基準の個々の項目については、都道府県知事等の適切な対応がし得るものであることから削除することとした。
動物の種類毎、及び業務の形態毎の基準を示すべき	対応困難	動物取扱業者が取り扱う動物の種類が多様であること及びその飼養形態、業務形態等に差異が大きいため現状においては対応困難。基準の施行状況により見直しはあり得る。
動物の習性及び生理に応じただけでなく、生態にも応じた飼養基準を作成すべき	対応困難	生態という用語は、個体と自然環境や他の生物との相互関係等をひろく含むため、飼養施設の限られた中でこれらに応じた基準を課すことは困難と考える。
動物の理容・美容業や動物の理容・美容師訓練学校なども対象にすべき	対応範囲外	『政令による追加指定の問題』改正法では、動物の販売、貸出し、保管、訓練、展示その他政令で定める取り扱いを業として営もうとする者となっており、当面政令指定の予定はないことから、この4業種に関する基準を定めたものである。動物の理美容を業としている者を対象とすることは、本基準への委任外の事項である。
基準違反に対しては即時罰則がかかるようにすべきだ	対応範囲外	基準違反者に直ちに罰則を課すことは、法律に規定がない限りできない。
定期的に行政又は民間の査察官が立入ることができる規定が必要	対応範囲外	行政による立入検査については法第13条にあるとおり、第8条から12条の施行に必要な限度において行われることとなっている。また、民間の査察官については、法律に規定がない以上設置はできない。
動物の飼養施設の構造 1 動物の習性及び生理に応じた構造・設備		
飼養施設のスペースが狭すぎる。自由に動き回れる広さが必要。	修文	「個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。」と修正。
飼養施設の壁面、床面等の素材についても安全であることが必要。また、床を金属は対応困難。属棒製の格子状にする場合には、その格子幅は、動物の足が落ち込まないようにすること。	前段については金は対応困難。後段は修文	床等の素材によっては長期に渡ると水禽の趾瘤や有蹄目の蹄葉炎などの原因になると言われているが、直ちに必ず発症するとは言いえないので、今回の基準に盛込むことは困難。日常の健康管理で対応することとなる。格子幅については、「突起物、穴、くぼみ及び斜面等で飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような構造であること。」とし、事故が発生するおそれのない構造であることとした。
温度、通気性又は明るさだけでなく、湿度と音についても規制すべき	部分的対応	湿度については、温度及び通風が調整されていれば、極度な乾燥及び湿気は除去可能と考える。また、爬虫類又は水禽のように水場が必要なものには、別途プール等を備えることとしている。騒音については人為的な要素が強く、動物の習性及び生理にどこまで関係してくるかははっきりしないため対応困難である。

主な意見の内容	対応の分類	対応の方針（考え方）
過度なストレスではなく、ストレスは全く与えることのないようにすべき	対応困難	ストレスは数量的に表すことは困難であり、全くかからないようにすることは不可能である。
排泄場、とまり木、プールだけではなく草地、樹木等を植えることが必要	対応困難	草木等を植えることを全業種に課すことは困難。
発育状況及び健康状態に応じた給餌も必要である	修文	動物の管理の方法等に関する基準において「飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。」と修文。
単に「隔離」とすると人目に触れないところに移すだけと取れる。衛生状態等の良好な施設に適切に隔離するようにすべき	修文	案にある「隔離」も人目を避けるところに動物を離すことを意味するものではない。飼養施設である以上その他に定めた所要の項目も満たした施設であることが必要。この点がより分かりやすくなるよう「適切に隔離できる施設を備えていること。」と修文。
発情中の動物及び攻撃的な動物の隔離も必要	一部対応	発情中及び攻撃的であるから直ちに隔離しなければならないとはいえない。動物の管理の方法等に関する基準において「異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争を避けるようにすること。」と規定。
2 動物の衛生的環境の確保		
「飼養施設の床面は、排水がよく」とすると、コンクリートやタイルの床でなければならず土の床ではだめになってしまう。	修文	「清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。」とし、排泄物や汚水等が貯留し、泥状になるなど衛生状態の維持が困難な場合を除いて直ちにコンクリート等による舗装を求めるものではない。
3 動物の逸走及び事故の防止		
危険な動物を飼養する施設においては、耐震、耐火構造の建造物とすること	対応困難	本基準は、動物の健康及び安全を保持するための基準であり、危険な動物の施設構造に関する規制は法第16条に基づき条例で行われる。
逸走防止のためとはいえ鉄格子の牢獄に入れるようなことはすべきでない	一部対応	本基準は、動物の健康及び安全を保持するための基準であり、必ずしも意見のような施設を求めるものではない。
4 業種別の項目		
保管業者及び訓練業者の施設は、感染症の空気感染等を防止するために完全個室とすべき。	対応困難	空気を介した感染を防止するために収容施設毎に独立した給排気設備等を設けることは困難である。接触による感染症の伝播が防止できるような個別に収容する施設等を求めるものである。
展示業者にあっては、動物の快適性に配慮しその動物の生息地の環境に近い環境で展示を行う施設を設けるべきである。	対応困難	その動物の生息地の環境を再現することは理想であるが、基準に盛込むことは困難である。
取り扱う動物の管理の方法 1 動物の習性及び生理に応じた管理		
複数の動物（異種動物を含む）を同一飼養施設内で飼養する場合は、感染症の伝播についても避けること。	対応困難	感染症の伝播の防止は、2の一にある動物の疾病の予防等の日常の健康管理の部分で対応する。
動物を散歩に連れて行くなど適度な運動を与えること	対応困難	飼養する動物の散歩については、散歩をさせないことにより動物の健康及び安全の保持ができないのであるならば格別、一般には飼養又は展示下における日常の動作が可能であるならば、必要とはいえない。
自然界で単独生活又は群生活を送っている動物は、それぞれに適した飼養をするべき。	対応困難	飼養下においてその動物本来の社会構成を再現することは理想ではあるが、本基準に盛込むことは困難と考える。飼養方法及び給餌方法等によって単独生活動物を集団で飼養することもあり得る。
育子拒否や新生子やヒナの安全上、人工保育が必要である場合もあり、母子共に飼養できないことがある。	対応済み	この基準は、動物の健康及び安全を保持するための基準であり、新生子の健全な育成を図るための人工保育等を禁じるものではない。
2 動物の衛生の確保及び疾病・けがの予防		
動物が死亡した場合には、獣医師による死亡検案書を作成し、保管すること。	対応困難	本基準でこれらを制度化することは困難。
感染症が発生した場合には、獣医師の診断と行政機関への届出を義務付けること	対応困難	本基準でこれらを義務付けることは困難。
傷病動物は展示しないこと	一部対応	「疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。」としている。

主な意見の内容	対応の分類	対応の方針（考え方）
消毒に使用する薬剤は、動物の健康に害を与えないものを使用すること	一部対応	動物の健康に直ちに害を及ぼすことのない場合においては、日常の健康管理により対応。
動物の輸送については届出対象の業種とし、特別な基準を設けること。	対応範囲外	輸送業については、現在のところ規制対象ではない。
3 動物の逸走及事故の防止 動物取扱業者は、脱出時及び緊急災害時の措置をあらかじめ定め、それらを都道府県知事等に届出ること。	対応困難	本基準で行政への届出を義務付けることは困難
危険な動物による人身事故が発生した場合には、安易にその動物を殺処分しないこと。	対応困難	危険な動物による人身事故の事後処理は、動物の所有者又は占有者の判断に一義的には委ねられるものであり、個別に対応するべきものとする。
4 適正な飼養管理方法等の知識の習得 動物管理責任者制度を設け、国の資格を取得した者を必ず置くこと。	対応範囲外	新たな国家資格制度は、法に特別な規定がない限り設けることはできない。
動物の習性や生態にかなった適正な飼養管理方法を習得する必要がある。	検討課題	適正な飼養及び保管方法に関する各論については、今後の検討課題となる。
5 業種別の項目 販売業者は健康な動物を販売する義務を課すべき。また、幼齢な動物の販売を禁じるべき。	対応困難	この基準は動物の健康及び安全を保持するために、飼養施設の構造、取り扱う動物の管理の方法等について定めるものであり、直接義務を課したり、禁じたりすることはできない。
動物の繁殖を行う業者は、飼養を受ける機会を与えることができない動物を増やさないために、繁殖制限を行うべきである。	法で対応	犬及びねこの繁殖制限については、法第20条第1項の規定があり、業者についても本規定は適用されるものである。
販売できなくなった動物を安易に処分することは、禁じるべきである。	一部法で対応	販売の見込みのない犬及びねこを生み出さないよう、法第20条第1項により業者についても繁殖制限措置が行われるべきものである。
繁殖を目的に飼養される動物の健康面に配慮するために、1頭あたりの繁殖の回数に制限を行うことはできないか。	対応困難	動物の適当な繁殖回数は種及び個体によって差があり、また経産間隔などによっても異なるので細かく規定することは困難である。
動物を景品にすることを禁じることはできないか。	対応困難	物を景品にすることの全てが動物の販売に該当するかどうかは、その業務形態等によって判断する必要がある。動物を景品にすること自体を禁じることを本基準に定めることは困難である。
貸出し業者の動物が貸出し先において、過酷な取り扱いを受けないようにすべき。	修文	「貸出し先において飼養する動物の健康及び安全の確保がなされるよう、契約等の際において当該動物の取扱方法についての情報を提供すること。」とした。
訓練業者において訓練と称して虐待的な行為がなされないようにすべき。	法で対応	事例によっては、法27条の罰則が適用されることがある。
動物取扱業者は、その取り扱う動物の販売、保管、貸出し、訓練の記録をとり、都道府県知事等に報告させるべき。	対応範囲外	動物の健康及び安全の保持に直接係るものとは言い難く、かつ、報告を義務付けることは法の委任の範囲外である。
展示業者は、観客や顧客に動物を触れさせる場合には、動物を疲労させないようにすべき。展示業者だけでなく販売業者でもこの規定は必要。	修文	「展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。」とした。

TOPICS

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準」が、総理府令として平成12年6月30日に公布されました。

これにより、動物取扱業者（飼養施設を設置して動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う者）は、動物の健康及び安全を保持するためにこの総理府令を遵守しなければなりません。

総理府令第七十三号 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十一条第一項の規定に基づき、動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準を次のように定める。

本文掲載ホームページは <http://www.sorifu.go.jp/intro/kanbo/animal/gyousha.html>

このファックスニュースが不要の際や不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までご連絡いただくと幸いです。
不要の際の返信先 Fax . 03 - 3350 - 6440 AWN連絡会係

ファックス不要チェックBOX 貴団体名